平成２４年（フ）第４３９号
京都府長岡京市竹の台２番地　竹の台団地Ｅ１棟101、申立時の住所京都府長岡京市竹の台１番地　竹の台団地Ｂ３棟106
債務者　池田　卓遠
1　決定年月日時　平成24年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第４４０号
京都府長岡京市竹の台２番地　竹の台団地Ｅ１棟101、申立時の住所京都府長岡京市竹の台１番地　竹の台団地Ｂ３棟106
債務者　池田　恵子
1　決定年月日時　平成24年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第５００号
京都府城陽市富野西垣内33番地の74　203号
債務者　守島　　進
1　決定年月日時　平成24年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１１号
広島県呉市倉橋町16254番地の１
債務者　小出　正之
1　決定年月日時　平成24年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで　広島地方裁判所呉支部

平成２４年（フ）第２２号
広島県呉市川尻町小用１丁目12番14号
債務者　鳴川　勝正
1　決定年月日時　平成24年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで　広島地方裁判所呉支部

平成２４年（フ）第２３号
広島県呉市川尻町小用１丁目12番14号
債務者　鳴川　泰子
1　決定年月日時　平成24年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで　広島地方裁判所呉支部

平成２４年（フ）第２４号
広島県呉市川尻町小用１丁目12番14号
債務者　鳴川　裕茂
1　決定年月日時　平成24年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで　広島地方裁判所呉支部

平成２４年（フ）第３７号
広島県呉市広本町３丁目４番33―1303号
債務者　沖之島秀人
1　決定年月日時　平成24年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで　広島地方裁判所呉支部

平成２４年（フ）第４９号
広島県呉市上長迫町５番17号
債務者　森下　広信
1　決定年月日時　平成24年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで　広島地方裁判所呉支部

平成２４年（フ）第３号
山口県萩市大井1723番地６　オアシスはぎ園
債務者　中村美代子
1　決定年月日時　平成24年５月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで　山口地方裁判所萩支部

平成２４年（フ）第８１号
徳島県鳴門市大津町吉永76番地　吉岡アパート７号、旧住所徳島県鳴門市撫養町木津90番地
債務者　西川　一美
1　決定年月日時　平成24年５月９日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第８５号
徳島県板野郡松茂町中喜来字蔵野１番地
債務者　伊坂　君江
1　決定年月日時　平成24年５月９日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第９０号
徳島県吉野川市鴨島町飯尾550番地８　鴨島呉郷団地37号棟103号室
債務者　鈴木　三枝（旧姓塚本）
1　決定年月日時　平成24年５月９日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第９５号
徳島県板野郡松茂町満穂字満穂開拓15番地１ロゼエ空港通り505号、旧住所徳島市北島田町１―85―23
債務者　山本カンナ（旧姓川畑）
1　決定年月日時　平成24年５月９日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１０１号
徳島県吉野川市鴨島町鴨島875番地
債務者　酒巻　高広
1　決定年月日時　平成24年５月９日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１６７号
大分市西新地２丁目６番50号　ライオンズマンション大洲406
債務者　浦野　秀夫
1　決定年月日時　平成24年５月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第１８５号
大分市政所１丁目11番16号　エグゼコート大在Ⅱ101
債務者　山﨑　祥子
1　決定年月日時　平成24年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係